

会議録

会議の名称	令和4年第2回東大阪市特別職の議員報酬等審議会
開催日時	令和4年11月25日（金）10時00分から11時30分
開催場所	本庁舎22階会議室
出席者	小林委員 辰田委員 野老委員 平本委員 山野委員 事務局
欠席者	高橋委員 田中委員
案件名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長及び副市長の給料額について</li> <li>・ 市議会議員の議員報酬額について</li> <li>・ 市議会議員、市長及び副市長の期末手当について</li> <li>・ 市長及び副市長の退職手当について</li> </ul>
提出された資料等の名称	なし
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長及び副市長の給料額について</li> <li>・ 市議会議員の議員報酬額について</li> <li>・ 市議会議員、市長及び副市長の期末手当について</li> <li>・ 市長及び副市長の退職手当について</li> <li>・ 第3回審議会の日程</li> </ul>
会議の公開、非公開	非公開
会議録の公表、非公表	公表（議事概要）
所管部署（事務局）	行政管理部 職員課

審 議 内 容

委員からの意見

【市長及び副市長の給料額について】

- ・ 市長と副市長は仕事内容も異なり、給料額の改定は別個に考えたほうがよいのではないかと。
- ・ 仕事量の違いを他市と比較するのは困難であるものの、どこも同じようにたくさんこなされていると思うので、給料額が中核市の中でどのくらいの位置にあるかは一つの指標となると考える。
- ・ 市長の給料額は、条例本則額で見ると中核市62市の中でも下位に位置するため、もう少し引き上げても良いのではないかと。
- ・ 物価が上がってきているが、市民の所得は上がってきていない。
- ・ 給料額を引き上げた場合に市民の理解は得られるのか。
- ・ 地域によって地域手当が設定されていないところもあれば、特別職に支給していないところもある。
- ・ 地域手当を加算した額では上位3分の1あたりに位置することを考えると現行額が妥当ではないかと。

- ・過去には、経済不況や財政状況の悪化から一時的に給料額を減額していた時期があった。
- ・財政状況が好転している訳ではないので、今すぐに引き上げるという状況ではない。

#### 【市議会議員の議員報酬額について】

- ・市長及び副市長の給料を上げないのであれば、議員の報酬だけを上げる理由がない。
- ・議員定数をさらに減らすのであれば、その時に報酬の上げを考えてはどうか。
- ・議員の仕事内容が市民には見えにくいいため評価が難しい。
- ・社会全体で給料が上がっていない中で、今引き上げる理由はない。
- ・給料と報酬のちがいをどう考えるのか。
- ・他の中核市と比較して、報酬額が低いわけではない。
- ・前回の答申を受けて2年前に10%の減額を行っており、そこからさらに引き下げる理由も生じていない。

#### 【市議会議員、市長及び副市長の期末手当について】

- ・今までいろいろな人が審議してきたなかで、今の制度ができていないのではないか。
- ・今の制度がシンプルでわかりやすい。
- ・国会議員や国の特別職の期末手当の改定が一般職の改定に連動している状況であることを見れば、同様の手法を取ることが合理的である。

#### 【市長及び副市長の退職手当について】

- ・市長と副市長の算定方法が同じでよいのか。
- ・退職手当自体にいろいろ考えるべき点がある。
- ・算定にあたって在職月数を掛けるため、任期が短い場合はそれに伴って退職手当も少なくなる。
- ・支給率は、中核市のうち、本市と同じ算定方法の団体のほぼ平均的な水準であることが確認できたことから、現行の算定方法及び支給率について変更すべき特段の理由はない。

#### まとめ

- ・市長及び副市長の給料額については、現行額を変更すべき積極的理由は見当たらない。
- ・市議会議員の議員報酬額については、現行額を変更すべき積極的理由は見当たらない。
- ・市議会議員、市長及び副市長の期末手当について、一般職と連動した改定を行うことを基本とする考え方には合理性がある。
- ・市長及び副市長の退職手当について、現行の算定方法、支給率を変更すべき積極的理由は見当たらない。
- ・答申書案については、各委員の意見を反映したうえで次回審議会に提出する。

#### 次回の開催日程等

第3回の審議会：開催日 1月23日（月）

場 所 未定

